

2022年版

行政書士  
受験必携六法・テキスト・過去問関連

追録 ②

東京法経学院  
令和4年7月13日

- 1 法改正情報（行政書士受験必携六法）
- 2 訂正情報（行政書士受験必携六法・テキスト・過去問）

2022年版行政書士関連書籍（受験必携六法・テキスト・過去問）の「1 法改正情報」、「2 訂正情報」を以下に収録しました。

**1 法改正情報(行政書士受験必携六法)**

2022年版行政書士受験必携六法は、令和3年10月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、令和4年4月1日（2022年度行政書士試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を次頁に収録しました。（※4月に掲載しました追録①以外の法改正です。）

**2022年版 行政書士 受験必携六法 追録②**

※アンダーライン（          下線）部分が改正部分です。  
※改正前の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

■行政機関の保有する情報の公開に関する法律

該当頁	改正前	改正後
941頁 第5条 1の2	<p>1の2 行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成15年法 律第58号）第2条第9項に規定す る行政機関非識別加工情報（同条 第10項に規定する行政機関非識別 加工情報ファイルを構成するもの に限る。以下この号において「行 政機関非識別加工情報」という。） 若しくは行政機関非識別加工情報 の作成に用いた同条第5項に規定 する保有個人情報（他の情報と照 合することができ、それにより特 定の個人を識別することができる こととなるもの（他の情報と容易 に照合することができ、それによ り特定の個人を識別することがで きることとなるものを除く。）を除 く。）から削除した同条第2項第1 号に規定する記述等若しくは同条 第3項に規定する個人識別符号又 は独立行政法人等の保有する個人 情報の保護に関する法律（平成15 年法律第59号）第2条第9項に規 定する独立行政法人等非識別加工 情報（同条第10項に規定する独立 行政法人等非識別加工情報ファイ ルを構成するものに限る。以下こ の号において「独立行政法人等非 識別加工情報」という。）若しくは 独立行政法人等非識別加工情報の 作成に用いた同条第5項に規定す る保有個人情報（他の情報と照合 することができ、それにより特定 の個人を識別することができるこ ととなるもの（他の情報と容易に 照合することができ、それにより 特定の個人を識別することができ</p>	<p>1の2 個人情報の保護に関する法律（平 成15年法律第57号）第60条第3項に 規定する行政機関等匿名加工情報（同 条第4項に規定する行政機関等匿名 加工情報ファイルを構成するもの）に 限る。以下この号において「行政機 関等匿名加工情報」という。）又は行 政機関等匿名加工情報の作成に用い た同条第1項に規定する保有個人情報 から削除した同法第2条第1項第 1号に規定する記述等若しくは同条 第2項に規定する個人識別符号</p>

ることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

■情報公開・個人情報保護審査会設置法

該当頁	改正前	改正後
1006頁第2条第3号、第4号	3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第43条第1項 4 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第43条第1項	3 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第1項 (削除)
1007頁第8条第3号、第4号	3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 4 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等	3 個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定により審査会に諮問をした同法第63条に規定する行政機関の長等 (削除)
1008頁第8条第3項	③ この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第1項、第31条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第22条第2項又は第34条第2項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報(同法第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。)を含む。) 2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第1項、第31条第1項又は第40条第	③ この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第78条第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第22条第2項又は第34条第2項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。)

2 訂正情報(行政書士受験必携六法・テキスト・過去問)

2022年版の以下の書籍にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、訂正くださいますようお願いいたします。  
※アンダーライン(下線)部分が訂正部分です。

2022年版 行政書士 過去問マスターDX

訂正箇所	訂正前	訂正後
247頁ポイントチェック「書面審理主義」の欄	審査請求の審理における当事者の弁論および裁判所の証拠調べを書面により…	審査請求の審理を書面により…
305頁問題分析	本問は、学校行事において教職員に国家の起立斉唱等を義務付けることの…	本問は、学校行事において教職員に国歌の起立斉唱等を義務付けることの…

東京法経学院  
〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町3-22  
ナカバビル1階  
7504092—2207